医療機関・薬局の廃止等に伴う手続き

医療機関・薬局を廃止（閉院、閉局、移転、法人変更、法人化等。麻薬診療施設、麻薬小売業者が麻薬を取り扱わなくなった場合も含む。）する場合は、
・業務の廃止に係る手続き（所有数量報告書、残余麻薬届等）
・廃棄等に係る手続き（処分願出書、譲渡報告書等）が必要です。（下図参照）

例）麻薬診療施設（医療機関）を廃止したとき（所有する覚醒剤原料は廃棄、残余麻薬は譲渡、施用者は記載事項変更、管理者は業務廃止）　⇒①+③+④+⑤+⑦+⑨の手続きが必要。

			業務の廃止	廃棄等
覚醒剤原料	すべての医療機関・薬局 ・医療機関・薬局は、覚醒剤原料取扱者の指定を受けた者とみなされるため、取扱いの有無に関わらず、業務を廃止する場合は、①を提出してください。 ・廃止時点で覚醒剤原料を所有する場合は、廃棄等の手続き（②又は③の提出）が必要です。	開設者	①指定失効に伴う覚醒剤（覚醒剤原料）所有数量報告書（様式第45号） ・覚醒剤原料の在庫が無くても提出が必要（廃止から15日以内に提出） ・在庫がある場合は30日以内に、右記②又は③の手続きも必要	②指定失効に伴う覚醒剤（覚醒剤原料）譲渡報告書（様式第46号） ・廃止から30日以内であれば、他の医療機関等に譲渡可能 ・譲渡後15日以内に提出 又は ③指定失効に伴う覚醒剤原料処分願出書（様式第47号） ・廃棄する前に提出 ・県職員立ち合いのもと廃棄
麻薬	麻薬診療施設 （麻薬施用者がいる医療機関） 開設者（法人）の手続き ・麻薬診療施設が、業務を廃止する場合（麻薬を取り扱わなくなった場合含む。）は、④を提出してください。 ・廃止時点で、麻薬を所有する場合は、廃棄等の手続き⑤又は⑥」が必要です。 麻薬施用者の手続き ・⑦又は⑧の手続きをしてください。 麻薬管理者の手続き ・麻薬管理者は⑨により業務を廃止してください。	開設者	④残余麻薬届（様式第9号） ・麻薬の在庫が無くても提出が必要（廃止から15日以内に提出） ・在庫がある場合は50日以内に、右記⑤又は⑥の手続きも必要	⑤残余麻薬譲渡届（様式第10号） ・廃止から50日以内であれば、他の麻薬取扱施設（医療機関、薬局）に譲渡可能 ・譲渡後15日以内に提出 又は ⑥麻薬廃棄届（様式第11号） ・廃棄する前に提出 ・県職員立ち合いのもと廃棄
		施用者	⑦麻薬取扱者免許証記載事項変更届（様式第2号） ・引き続き、他の施設（県内）で麻薬を施用する場合（廃止から15日以内に提出） ⑧麻薬取扱者業務廃止届（様式第7号） ・他の施設（県内）で麻薬を施用しない場合（廃止から15日以内に提出）	
		管理者	⑨麻薬取扱者業務廃止届（様式第7号） ・廃止から15日以内に提出 ・新たな施設（県内、県外）で麻薬管理者になる場合は、別途新規申請が必要	
	麻薬小売業者 （麻薬免許を受けた薬局） ・麻薬小売業者が、業務を廃止する場合（麻薬を取扱わなくなった場合含む。）は、⑩及び⑪を提出してください。 ・廃止時点で、麻薬を所有する場合は、廃棄等の手続き⑫又は⑬が必要です。	開設者	⑩麻薬取扱者業務廃止届（様式第7号） ・廃止から15日以内に提出 ⑪残余麻薬届（様式第9号） ・麻薬の在庫が無くても提出が必要（廃止から15日以内に提出） ・在庫がある場合は50日以内に、右記⑫又は⑬の手続きも必要	⑫残余麻薬譲渡届（様式第10号） ・廃止から50日以内であれば、他の麻薬取扱施設に譲渡可能 ・譲渡後15日以内に提出 又は ⑬麻薬廃棄届（様式第11号） ・廃棄する前に提出 ・県職員立ち合いのもと廃棄